

役員の報酬等の規則

社会福祉法人こくふこども園定款第21条の役員報酬について次の通り定める。

1. 理事長報酬は月額20,000円とし、毎月20日を基準に銀行振り込みで支給する。
2. 理事長は毎週1回、出向し業務を行う。
3. 役員（理事・監事）が、会議等に出向したときは、その都度報酬として5,000円現金支給する。
4. 役員の報酬等の総額は、年間、700,000円を超えない範囲で、上記の通りとする。

旅 費 町外出張のみとし、職員旅費支給規定を準用する。

この定めは 平成29年6月22日から施行する。

平成29年4月1日から適用する。

令和元年 6月20日から施行する。

評議員の報酬等の規則

1. 社会福祉法人こくふ子ども園定款第8条の通り、評議員は無報酬であるが、費用弁償（日当）として、3000円支給する

この定めは 平成29年6月22日から施行する。
平成29年4月1日から適用する。